

# 南国市指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と指定訪問介護事業者の

## 連携に関する業務委託指針

### 第1条（目的）

この指針は、介護を必要とする在宅要介護高齢者が増加している情勢を受け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と訪問介護事業者との連携（以下「定期巡回地域連携型サービス」という。）により、多様な介護ニーズに対応する柔軟な介護サービスの提供を確保することを目的とする。

### 第2条（業務の委託）

定期巡回地域連携型サービスに参加する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（以下「委託者」という。）は、南国市から指定を受けた「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を実施するにあたり、当該事業に関する次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を指定訪問介護事業者（以下「受託者」という。）に委託することができる。この場合における委託業務の内容、資格要件については、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- (1)定期巡回サービスの提供に係る業務
- (2)サービス利用者の生活アセスメントに係る業務
- (3)定期巡回サービスの付随業務

### 第3条（契約期間）

本業務に係る契約の期間は、契約締結の日から、当該日の属する年度の末日までとする。ただし、契約満了日の1か月前までに、一方又は双方の事業所から書面による申し入れがない場合には、当該契約は自動的に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### 第4条（業務委託料及び支払条件）

業務委託料は、毎月月末締めとして、業務履行月の翌月10日までに受託者が請求書を発行し、委託者は、当該請求書発行月の翌月末までに、受託者の指定する金融機関口座に該当業務履行月分を支払うものとする。また、その際の振込手数料は、委託者が負担するものとする。

### 第5条（委託業務に関する必要な知識等の伝達）

委託者は、受託者が本業務を実施するに当たり適切に業務を実施できるよう、指定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な知識等を伝達しなければならない。

#### 第6条（再委託の禁止）

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託できない。

#### 第7条（利用者への説明及び同意）

定期巡回地域連携型サービスの提供開始に際し、南国市が定める条例(※)に基づいて行うサービスの「内容及び手続の説明及び同意」に当たっては、可能な限り受託者も同席のうえ、本指針に基づくサービス提供の内容を利用者に伝えるとともに、委託者及び受託者が連携してサービスを提供することについて同意を得なければならない。

(※) 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第9条

#### 第8条（守秘義務）

受託者は、委託者の事前の書面による承諾なくして、受託者が本業務に係る契約を通じて口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、データ等の委託者の技術上、営業上及び業務上の一切の情報を本事業遂行の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとする。

#### 第9条（個人情報）

委託者及び受託者は、本業務に係る契約期間中はもとより契約終了後においても、本業務の遂行に当たって知り得た利用者及び家族等に関する個人情報等の一切を開示又は漏洩してはならないものとする。なお、委託者及び受託者の従事者も同様の義務を負うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託者及び受託者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとする。

#### 第10条（クレーム、トラブル等への対応）

本業務に関して、利用者若しくは家族又は第三者からの問い合わせや苦情等（以下「クレーム」という。）及び事故等（以下「トラブル」という。）の対応は、原則として受託者の責任において行うものとする。ただし、受託者単独では対応できない問題が生じた場合には、受託者はクレーム及びトラブルの内容を直ちに委託者へ報告するものとし、委託者は受託者と協力して問題解決に当たるものとする。

#### 第11条（規律維持）

委託者及び受託者は、本業務に当たる従事者の指導に万全を期し、安全衛生上及び服務規律の良好なる維持に努め、その責任を負うものとする。

#### 第12条（法令上の責任）

委託者及び受託者は、「南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び労働関係法令を遵守し、受託者は本業務履行に当たる従事者に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

#### 第13条（損害賠償）

委託者及び受託者は、本業務履行中、それぞれの従事者の責に帰すべき事由により利用者若しくは家族又は第三者に損害を与えた場合、それぞれの責任において損害を賠償しなければならないものとする。第7条、第8条又は第9条に違反した場合にも同様とするものとする。

2 受託者が故意又は過失により本業務を履行しなかった場合、受託者は委託者の被った損害を賠償するものとする。

#### 第14条（社会紛争及び天災）

戦争、地震、風水害等、著しい社会秩序の混乱により、受託者の本業務の履行が不可能になった場合、それによって生じた委託者の損害に対して受託者は責を負わないものとする。

#### 第15条（契約解除）

委託者は、受託者が本指針に基づき締結した契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができるものとする。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、受託者に対して損害賠償を請求することができるものとする。

3 本業務に係る契約が解除された場合、委託者は受託者に対し、本業務履行部分について未払いの業務委託料を速やかに支払うものとする。

#### 第16条（解約）

委託者及び受託者は、やむを得ない事情がある場合、文書で通知することにより、1か月間の予告期間において、委託契約を解約することができるものとする。なお、解約に当たっては、委託者及び受託者は、利用者の処遇に影響が出ないよう必要な措置を取るものとする。

#### 第17条（協議事項）

本指針に定めなき事項又は解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、双方誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

#### 第18条（指針の見直し）

本指針で定めた事項について、制度改正、介護報酬改定、その他運用実績等を踏まえて改定の必要が認められた場合については、適宜見直しを行う。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この指針は、令和5年2月15日から施行する。

別表第 1（委託業務内容）

業務種別	委託内容
定期巡回サービス	利用者に対し、あらかじめ作成された居宅サービス計画、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の居宅を 1 日複数回定期的に訪問し、利用者の在宅での日常生活を支えるために必要な援助を提供するものとする。
	1 回の訪問において提供する援助の標準的時間は、概ね 20 分未満程度を目安とし、1 日の中で短時間複数回の訪問による支援を行うよう努めるものとする。ただし、個別に 20 分を超えるサービス提供が必要と認められた場合には、この限りでない。
生活アセスメント	受託者が定期巡回サービスにより利用者宅を訪問した場合又は必要に応じて実施した聞き取り等により把握した、利用者の心身の状況・生活環境等の変化に関する情報や、サービス内容の見直しの必要性に関する意見等を、毎月月末に委託者に報告するものとする。なお、月途中で利用者の心身の状況の変化等が生じた場合には、必要に応じた情報連携を行うものとする。
その他付随する業務	受託者は定期巡回サービスの提供を行うに当たり、必要に応じて利用者に対してこのサービスに関する説明及びその補足を行うものとする。
	利用者の居宅の入居に関する鍵管理が発生した場合においては、預かり状の取り交わしを行うなど、細心の注意を払うこととする。

別表第 2（資格要件）

業務種別	資格要件
定期巡回サービスに従事する職員	南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例で定める資格要件